

IWC「SAKE部門」ひろしま開催に係る機運醸成プロモーション業務
仕様書

1 委託業務名

IWC「SAKE部門」ひろしま開催に係る機運醸成プロモーション業務

2 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年1月25日まで

3 取組方針

(1) 背景

東広島市では、特徴である「日本酒のまち 東広島」を中心として、本市の地域資源を活かした魅力ある観光地を形成し、国内外からの観光客を誘致することにより、地域事業者の活性化を図ることとしている。令和6年10月には東広島市観光総合戦略を改訂し、中心部エリア及び安芸津エリアでは、日本酒コンテンツ、伝統的な酒造りの歴史、瀬戸内海の食資源等の特長を訴求することとしている。

こうした中、令和8年5月に世界最大規模の酒類審査会「International Wine Challenge（IWC）「SAKE部門」」が東広島市で開催されることとなった。世界各国から日本酒のプロフェッショナルが集うものであり、世界中の日本酒ファンから注目される催しである一方で、一般参加型の催しではないため、来訪者をはじめとする一般の人々にまで認識されない状況が懸念される。

(2) 本業務の目的

IWC「SAKE部門」が東広島市で開催されることや、その状況について、来訪者やそれを受入れる地元住民等、東広島市に関わりや、関心を持つ人々を中心に伝えることにより、IWC「SAKE部門」ひろしま開催の機運を高めるとともに、日本酒のまちとしての認知を形成する。

4 業務内容

(1) メディアを活用した情報発信

- ・ IWC「SAKE部門」ひろしま開催について来訪者や地元住民等が認識できるよう、メディアを活用し、情報発信する。
- ・ 情報発信は、少なくとも3回以上は行うこと。
- ・ 掲載するメディアから、東広島おでかけ観光サイト「ヒガシル」に作成するLPへ誘導する仕組みを取り入れること。
- ・ 情報発信は、遅くとも4月30日までには開始すること。

(2) 一般参加型企画の開催

- ・ IWC「SAKE部門」ひろしま開催に関連した一般参加型の催しを企画・広報（募集）・運

営すること。

- 企画内容、参加者数、運用等については、発注者と協議し決定すること。なお、企画内容は、他の既存イベントと連携した内容も可とする。
- 企画内容には、IWC から審査会終了後に無償提供される出品酒の内、東広島市に分配される出品酒及び市内 10 蔵の酒を用いた内容を含めて企画すること
- 企画参加者が自身の SNS 等で参加内容を発信するような仕掛けを取り入れること。
- 企画は、IWC 「SAKE 部門」開催開始から 8 月 31 日までに開催すること。

(3) 認知拡大のための掲示

- 来訪者や地元住民等が、IWC 「SAKE 部門」ひろしま開催について認知できるような広告物等を掲出する。
- 掲出は、遅くとも 4 月 30 日までには開始すること。

(4) その他

- 前述(1)から(3)の内容に加え、公募型プロポーザル方式による審査会で、受注者が独自に企画・提案した内容を本業務の委託に反映すること。
- 本業務の目的の達成度を測定するための KPI (評価指標) を設定し、測定・分析した結果を業務完了報告書に記載すること。

5 業務の実施体制

- 本仕様書に定める業務内容を踏まえ、本業務を円滑かつ確実に遂行できる体制を整備すること。
- 本業務について、隨時、発注者との連絡・調整を行うこと。必要に応じて東広島市役所又はオンラインにて打ち合わせを行うものとする。また、打合せ記録簿は受注者が作成するものとする。
- 受注者は、業務全体を把握する管理者を置き、発注者との事務連絡体制を確立すること。
- 受注者は、管理者以外が所管する業務については、第三者に委託し、又は請け負わせることができる。その場合は、予め書面により発注者の承諾を得なければならない。

6 関係機関等との協議

業務の整合性を確認するため、必要に応じて本市及びその他関係団体との協議を行うこと。

7 工程計画表の作成

本業務履行期間（契約締結日の翌日～令和 8 年 12 月 25 日）における工程計画表は、受注者が作成し、発注者に提示すること。ただし、発注者の指示により、適宜修正を行うことができるものとする。

8 成果物

(1) 成果品

活用したメディアのデザインデータ、ウェブデータ、広告配信データ等

(2) 納品方法

発注者が指定する大容量ファイル交換システムまたはインターネットメールにより納品すること。

(3) 提出期限

令和8年12月25日（金）まで

9 業務完了報告

次のとおり完了報告書を作成の上、提出すること。

(1) 完了報告書

A4規格（縦、両面カラー印刷）とし、写真、画像、グラフ等を用いて仕様書「4 業務内容」の項目順に記述すること。設定したKPI（評価指標）の結果及び認知度向上の効果等の成果、次年度の取組みに向けた提言についても、グラフ等を用いて記述すること。

(2) 納品方法

製本版を1部及び電子データを提出すること。

(3) 納品場所

東広島市産業部ブランド推進課（〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号）

(4) 提出期限

令和8年12月25日（金）まで

10 著作権等

- (1) 使用する映像及び音声等に係る著作権、肖像権等の権利関係の処理については、受注者が行うこととする。
- (2) 撮影許可、映像使用等で必要となる手続きは受注者が行うこととし、使用料等の費用は委託料に含まれることとする。
- (3) 原則として、本業務で得た全ての成果品、著作権は、東広島市に帰属するものとする。

11 その他

- (1) 受注者は、受託する業務が公共サービスであることを十分認識し、当該業務に関連する法令・条例等を遵守し、業務を誠実に遂行しなければならない。
- (2) 受注者は、委託業務の実施にあたり、業務上知り得た秘密その他の情報を、業務以外の目的に利用したり、他に漏らしたりしてはならない。業務完了後又は契約解除後においても同様とする。
- (3) 受注者は、契約書及び仕様書に基づき、常に発注者と密接な連絡を取り、その指示に従うこと。
- (4) 委託料については、委託業務完了に伴う完了検査に合格した後、請求書に基づき一括して支払う。
- (5) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、協議の上決定する。

1 2 担当部署

東広島市産業部ブランド推進課

TEL : 0 8 2 – 4 2 2 – 1 0 3 2

Fax : 0 8 2 – 4 3 0 – 9 9 6 6

Mail : hgh200941@city.higashihiroshima.lg.jp